

(仮称)越谷市障がい者計画 素案に対する意見要旨と市の考え方について

第 I 編 計画の基本的な考え方

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
1	P3	<p>計画策定の趣旨については、基本的に賛成です。 ただ、「今後予想される障がい者数の増加」という文言については、その内実について十分な検討がなされないまま使われることに疑問があります。「障がい者数の増加」のほとんどが少子高齢化の反映と見られるからです。</p>	<p>身体障がい者の総数に占める65歳以上の割合は、平成15年度の51.5%から平成21年度の62.6%まで増加しています。これらの方は身体障害者手帳の取得とともに、多くの方が要介護認定(アンケートでは30.3%)という現状があります。支援が重複する場合は、原則として介護保険の法定サービスが優先されるため、65歳以上の手帳所持者の多くが介護保険サービスを受けています。 このような現状は市としても把握していますが、本計画は、全ての市民を対象とした計画であることから、上記の実情も踏まえた上で「障がい者数の増加」と記述しています。</p>
2	P3	<p>1 計画策定の趣旨 ※2リハビリテーション 「機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい」とありますが、リハビリテーションが単なる機能回復訓練にとどまらないという後半の説明があるので、「治療と訓練」という言葉は適切ではないと思います。</p>	<p>「治療と訓練」という文言には障がい者の自立と社会参加を目指す行為が全て含まれた表現であると考えていますが、わかりやすい表現とするため、「治療と訓練」を「一連の働きかけ」に変更します。</p>
3	P3 P26 P27	<p>「分け隔てられることなくとも地域で自分らしく・・・」「社会のあらゆる活動に参加・参画し、・・・」と謳っているが、特別支援学級は必ずしも住居のある学区内にあるとは限らず、自宅周辺に同級生がいないという状況が発生しています。この「趣旨」を謳うならば、すべての義務教育校に特別支援学級を設置すべき。 P26 3.教育・育成の充実にも、「障害のある子どもが地域でともに学び・・・」という記載が、また、p27 6.生活環境の整備充実にも、「・・・制度、慣行・・・などソフト・ハード両面に渡る社会のバリアフリー化」という記載がある。いずれの記載も特別支援学級を全義務教育校に設置すべきという方向を向いている。</p>	<p>計画的に特別支援学級の設置を検討していきます。</p>
4	P5	<p>4 計画の対象者 本文 「すべての市民を対象とした、市民のための計画です」とありますが、その後わざわざ「障がい者の範囲」が詳しく述べられていて、障がい者計画がすべての市民を対象とする理由が書かれていません。障がい本人だけに起因するのではなく、社会の側にも責任を求める考え方に基づき、「すべての市民を対象」とするならば、それについても明記すべきです。</p>	<p>本計画は、障がい者施策について記述したものでありますので、「4 計画の対象者」では、全ての市民が対象者であることだけでなく、障害者基本法に基づく障がい者計画と障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画の対象者の違いについても説明しています。 なお、ご提案の趣旨を踏まえ、「障がい者計画」は、その後、「障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくとも地域で自分らしく、安全で安心に暮らすためのものであることから、」を加筆します。また、図1-1-2 計画の対象者については、全ての市民が対象者であることがよりわかりやすくなるような図に変更します。</p>

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
5	P6	「障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化」とありますが、その中心は少子・高齢化社会の深まりにより、高齢になってから障害者になる人が多いという実態によっており、総括的に語られるべきではないと考えます。	障がい者が加齢によって65歳以上になったケースと、65歳以上になってから手帳を取得したケースがありますが、障がいの原因・時期については個々様々であるため、このような実態を踏まえた上で、総括的な表現としています。
6	P6	(1) 障がい者数の推移 「障がいの重度化・重複化と障がい者の高齢化が進んでいます」とありますが、身体障害者の特徴であり、知的、精神、難病患者には顕著な傾向とはいえません。身体障害者の場合、加齢により身体障害者手帳を取得することで数値を底上げしていると思われます。もうすこし深く分析する必要があります。	障がい者が加齢によって65歳以上になったケースと、65歳以上になってから手帳を取得したケースがありますが、障がいの原因・時期については個々様々であるため、このような実態を踏まえた上で、総括的な表現としています。なお、厚生労働省の調査(平成18年)においても、身体障がいの原因については、事故9.8%、疾患20.7%、出生時の損傷2.3%、その他・不明・不詳62.4%となっており、一概に加齢によるものと断定することは難しいと考えます。
7	P7	前ページのグラフも含め、急増しているのは身体障害者ついで難病患者です。彼らの多くは介護保険対象者と思われることから、より厳密な分析が必要です。	アンケート調査では、40歳以上の難病患者のうち要介護認定を受けている方は31.8%で身体障がい者は30.3%ですが、本計画は、全ての市民を対象とした計画であることから、介護保険対象者を分ける必要はないと考えます。
8	P8	「65歳以上と18歳未満の割合が増加」と書かれていますが、圧倒的に65歳以上が増加しています。	ここでは増加していることのみ記述しています。
9	P9	「障がい部位別では、肢体不自由が55.8%で半数を占め、次いで内部障がい者が29.8%」と数字が並べられていますが、高齢化社会の現実を反映していることを書くべきです。	厚生労働省の調査(平成18年)においても、身体障がいの原因については、事故9.8%、疾患20.7%、出生時の損傷2.3%、その他・不明・不詳62.4%となっており、一概に「高齢化社会の現実を反映している」と断定することは難しいと考えます。
10	P14	「知的障がい者数の推移から、知的障がい者においても障がいの重度化が進んでいる」と書かれていますが、この数字をどう読んだらそう解釈できるのか疑問です。そもそも知的障がいの発生率は基本的に変わっていないというのが定説ですし、知的障がい者数を左右する主な要因は、社会の許容度と手帳取得の動機づけいかにあります。社会の許容度が狭まったこと、雇用促進法改正や福祉制度整備などにより知的障がい者数が伸びたのですが、それは結果として軽度者の増加につながっています。	平成15年度を基点とした21年度の知的障がい者の増加率については、総数が1.33倍で①が1.49倍となっており、①の増加率が総数より高くなっていることから「障がいの重度化が進んでいる」と記述しています。また、知的障がい者総数に占める割合からみても、①が22.2%から24.9%へと増加しています。これらの推移から今後の人数を推計する必要があるため、このような表現としています。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
11	P18	<p>この計画の骨子はあくまでもアンケートでできた数値を基準になっていますがそれぞれのライフステージごとではなく、すべてのデータが混在している所が気になります。P19 1-2-11で言えば一位にある「困っている事がない」という答えと3位にある「十分な収入が得られない」という答えをしている人達が、それぞれ固まったライフステージにあるそれぞれの層においての「一番困っていること」である可能性が高いということです。</p> <p>これはこの部分に限ったことではなく、どの表においても言えることと考えます。そういったことを加味して考えると、このパブリックコメントの周知があまりなされていないことや今後の取り上げ方の予定、計画決定までの時間配分のタイトさと重ねて考えると、市民の意見を吸い上げるということがきちんとなされているとは考えることができません。</p>	<p>今後、ライフステージごと等、より詳細なデータが得られる調査方法についても視野に入れて検討いたします。また、パブリックコメントの周知については、市の広報やホームページ、情報公開センター、障害福祉課及び児童福祉課窓口、各地区センター、障害福祉センターこぼと館において行いましたが、今後、より多くの意見を吸い上げられるよう、周知の方法についても検討していきたいと考えています。</p>
12	P19	<p>「身体障がい者は『特に困っていることはない』が1位」とされていますが、前ページの収入源からわかるように、定年後高齢になって障害者になった年金生活者が多いためこうした回答が出てくることがわからないと、非常に誤解を生じます。幼いころからの障害者について独自の分析が必要なことは、少なくとも国の施策を立てる上でもここ25年来の常識であるはずで。</p>	<p>P18表1-2-9世帯の主な収入源 にある年金については、定年退職後のものだけではなく、障害基礎年金も含まれています。</p>
13	P21	<p>(1)ライフステージにおける分野横断的な施策展開 イメージ図 イメージ図の一番上に地域の保育所、学校、就労という流れがおかれたのは、「分け隔てられることなく」という理念に沿って評価できます。</p>	<p>障がいの状況に応じ、本人の望む暮らし方が出来るよう、ライフステージにおける分野横断的な施策展開を目指します。</p>
14	P22	<p>いま問われているセルフヘルプとしての自助は、これまで対象者として位置付けられてきた本人が自ら当事者として、他の者にはできない役割を果たすということにあり、単に自分でできることは自分でという意味ではありません。また、コミュニティケアとしての共助とは、たとえば地域から分けられ、排除されてきた人を、あらためて受け止めることをきっかけに、お互いの関係を見直し、地域を再生してゆく中で成り立つもので、そうした関係の変革めきには支え合い・助け合いといっても形だけになってしまうでしょう。ここに書かれているような自助、共助、公助の分類に意味があるのではなく、これまでの制度・施策による公助が、けっきょく上から与えるお仕着せのような次元でしかなかったことを反省し、本人や他の人々の営みを支える制度や施策にどう転換してゆくのかにポイントがあるのです。</p>	<p>「自助」は単に自分でできることは自分でということではなく、家族による支え合いや助け合いによって行うものと考えます。また、生活していく上での課題を解決していくためには、個人の自助努力や地域の協力だけでなく、自助・共助・公助が有機的に連携し、協働することにより、それぞれができないことを補い合い高め合うことで、地域に必要な福祉力を持続していくことができるものと考えます。</p>
15	P22	<p>(2)地域で支えるしくみづくり 図1-2-19および図1-2-20 図1-2-19のように、自助を「自分でできることは自分で」、共助を「地域でできることは地域で」、公助を「自分や地域でできないことを公共が支える」と説明してしまうと、公共はぎりぎりにならないと手を差し伸べないようにも見えてしまいます。その上、図1-2-19と1-2-20は重複する内容が多いので、図1-2-19は削除したほうが良いと思います。</p>	<p>自助・共助・公助が、お互いにできることを行い、できないことを補い合い高め合うために有機的に連携し協働することにより、地域で支えるしくみをつくるという趣旨の説明をP22本文及び図1-2-18に示しています。また、この説明をさらにわかりやすく補うために、図1-2-19では3つの「助」をあらためて説明し、図1-2-20ではそれら3つの「助」がお互い補い合い高め合うためにどのように関連していくのかを示していますので、図1-2-19を削除する必要はないと考えます。</p>

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
16	P22	<p>まずこの障害者計画の位置付けが“地域福祉計画”の一部として作られています が、この計画そのものが“福祉”という大枠から出ていないという弱さがあると思 います。実際に障害者がこの街で暮らしていく中では、“福祉”という切り口だけでない 様々な個人的なかかわりなどが重なっています。</p> <p>それはたとえて言うならば、遠くの大型店舗まで買い物に行くことができず、地元で 何とか買い物をする「お年寄り」が地域の繋がりの中でやっという「商店会」 で、古くから近所づきあいの中で知っている「障害者」と出会い声をかける、といった 現実的な構造がここにはまったく出てきていないという点です。</p> <p>「自助・共助・公助」が別物であるような非常にざっくりとした書かれ方をしていますが、 実際はそれぞれの「助」はTPOの中で姿や形、役割を時により変えている筈で す。つまり障害当事者も時に「自助」の人であり、後進にとっては「共助」の人となり 得るという点です。立場を固定させて考えるのはそもそも「エンパワーメント」的な視 点の逆の考え方です。計画とするには問題であると思います。</p>	<p>本計画は市の障がい者施策の方向性を示すものでありますので、個人的 なかかわりや近所づきあいの構造について記載するのは困難であると思 えます。</p> <p>また、自助・共助・公助については、ご指摘の趣旨のとおり、状況によりそ れぞれの立場は流動的なものであると考えています。</p>
17	P24	<p>基本理念は賛成です。</p>	<p>現行計画の基本理念を継承し、引き続き基本理念の実現に向け、障害者 施策の推進に努めます。</p>
18	P24	<p>1 基本理念 図1-3-1イメージ図 基本理念がわかりやすい図でとてもいいと思います。</p>	<p>本計画全体に係る基本理念をわかりやすく明確に示しています。</p>
19	P25	<p>3つの視点は賛成です。3つの目標については、目標1の「ライフステージの全ての 段階でその人らしい生き方を目指す」と、目標2の「当事者の能力が活かされる自 立した生活を目指す」というのは、二つとも目指すのはその人自身であるべきです。 したがって、目標1、2とも、「…その人らしい生き方が可能になる社会を目指す」、 「自立した生活を支えることのできる社会を目指す」とすべきです。</p>	<p>3つの目標については、行政や企業等を含めた計画の対象者である全て の市民が目指す目標として設定しており、全ての方の目標として表現でき るように、なるべく簡潔な表現で記述していますので、変更の必要はない と考えます。</p>
20	P25	<p>2 視点と目標 目標2 「当事者の能力が活かされる自立した生活を目指す」とありますが、「当事者が権 利の主体として自分の生き方を自分で決定できるような生活を目指す」のほうがよ りエンパワメントの考え方に近いのではないかと思います。</p>	<p>3つの目標については、行政や企業等を含めた計画の対象者である全て の市民が目指す目標として設定していますので、全ての方の目標として 表現できるように、なるべく簡潔な表現で記述していますので、変更の必 要はないと考えます。</p>
21	P25	<p>啓発・広報の推進 について、ソーシャルインクルージョンは、ソーシャルエクスク ルージョンの深まりに対して打ち出された理念であることを踏まえ、「すべての人々 を社会から排除せず、その一員として迎え入れ」と修正して下さい。</p>	<p>計画書の本文については、できるだけ簡潔にわかりやすい表現で記述し ています。ソーシャルインクルージョンについては、注釈でも説明をしてお りますので、ご指摘の内容については、読み取れるものと考えます。</p>
22	P25	<p>1. 啓発・広報の推進 基本方針のタイトルが、以前の障害者計画では「理解の促進を図る」となっていた のに比べ、かなり矮小化した印象を受けます。</p>	<p>基本方針1では、啓発・広報の推進を図ることにより障がいに対する理解 や認識の促進を図ることについて述べておりますが、他の基本方針との 整合性をとり、より具体的な表現とするため「啓発・広報の推進」としてい ます。</p>

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
23	P26	教育・育成の充実 について、「ともに学び、育つ」、「ノーマライゼーションの理念」が述べられた後、「そのため…」として特別支援教育のことが述べられています。誰もが通常学級「共に学び、育つ」ことが本来めざすべき方向であり、しかしそこに壁がありすぐには除去できないから、次善の策としての特別な教育の場も用意するのですから、たんに「そのため…」ではなく「また特別な教育の場を希望する子に対しては」として下さい。	特別な支援を必要としている子どもたちのために、特別な教育の場を用意したり、通常学級での支援のあり方など、多様なニーズに対応できるよう取り組んでいきます。
24	P26	「また、社会の一員として…」については、昔のADL至上主義の過ちを繰り返さぬよう「基本的生活習慣の確立」を削除し、「障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成できるよう努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。」として下さい。	障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学びともに育つよりよい環境づくりに努め、適切な支援や進路相談、指導の充実に努めます。
25	P26	3.教育・育成の充実 3行目に「そのため、特別支援学校と地域の学校・幼稚園・保育所が連携しながら」とありますが、「特別支援学校」という特別な場が先に書かれているのは「分け隔てられることなく」という基本理念にそぐわないので、「地域の学校・幼稚園・保育所が特別支援学校と連携しながら」のほうが良いと思います。	現在の文章につきましても分け隔てているという趣旨の内容ではございませんが、誤解の生じないようにご提案の趣旨を踏まえて、対象年齢順に並び替え、「地域の保育所・幼稚園・学校が特別支援学校と連携しながら」に変更します。
26	P26	雇用・就業の確保 については、「障がい者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るために」の後に、「また、職場・地域のノーマライゼーションを進めるためにも極めて重要です。」を入れてください。	「障がい者が地域でいきいきと働くことは、」の文言から、「職場・地域のノーマライゼーションを進める」という趣旨が読みとれると考えますので、ここでの加筆は必要ないと考えます。
27	P26	4. 雇用・就業の確保 下から2行目に「多様な働き方への支援」とありますが、その前の就業の拡大や福祉的就労の場の確保などと比べて内容が具体的ではありません。どういったものが「多様な働き方」にあたるのかももう少し具体的にあるといいと思います。	具体的な施策については、「第Ⅱ編 施策」で記述していますので、「多様な働き方の支援」については、P80「多様な働き方の支援」で記述しています。
28	P26	P26の4で「働くこと」は「主体的に生きがいのある生活のために極めて重要です」と書かれていますが、この中身において越谷では地域適応支援事業を含めて、また市内の障害者施設などでは様々な取組みが歴史的にもおこなわれてきました。しかしこの計画においてはそういった総括的なもの、またその前段であるべき調査の様なものが一切現れてきていません。現在もおこなわれている越谷市就労支援センターでの“一般就労”以外の関わりや事業部分に全く触れられてもいません。せめて現在おこなわれている市内での様々な取組みを実際に見、理解するところからは始める必要があると考えます。また実際に報告されている事業や関わりが計画レベルまで資料としてでも反映されていないのだとすれば当該課を含めた構造に大きな問題があると考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、現況等の把握に努めます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
29	P26	生活支援サービスの充実 については、「障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ること」の後に、「や、身近な地域の人々の関わり合いを強めることも重要です。」と入れてください。	「地域の人々との関わり合いを強める」という趣旨の施策については、「1. 啓発・広報の推進(第Ⅱ編の第1章)」で記述する内容となりますので、ここでの加筆は必要ないと考えます。

第Ⅱ編 施策

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
30	P31	第1章についてはこうした意味で章だてにされた各論を埋めていくような傾向があるように思います。総論としてはじめに「自助・共助・公助」や「ノーマライゼーション・リハビリテーション・エンパワーメント」といったしっかりとした柱が設定されているので、各案に関しては十分にその柱の持つ意味を理解したうえで都度その柱から見直していくことが必要であり、この計画案では全くそうした意味では不十分であると考えます。	本計画では、自助・共助・公助については、計画の主要課題として、ノーマライゼーション・リハビリテーション・エンパワーメントは3つの視点として示していますので、これらは、基本理念を実現するために必要不可欠なものであり、全ての施策がこれらを踏まえたものであると考えます。
31	P31	P31の体系図において出てくる手法・手段は今までおこなってきたものを踏襲しているだけです。また例えば1の(2)にあるふれあいの日などは計画そのものの上がってくるような大きな行事とされていながらも障害関係者以外の人達の出席は非常に少なく、啓発・交流的な意味では非常に限定的なものになってしまっています。そういった問題が抜本的に見直されることなく、「充実と周知」と計画に盛り込まれても、従来以上はおろか啓発・交流が先細るだけだと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、より多くの市民の参加を促進するための方策について、検討します。
32	P32	4. 地域ネットワークの形成の(1)サービス供給体制の多元化に(1)-3として「住民参加型支援の充実(介護人派遣事業)」を追加する。	介護人派遣事業については、「第6章 生活環境の整備充実」の「3. 移動への支援の充実」の「(2)-3全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」の中で記述していますので、ここでの加筆は必要ないと考えます。
33	P34	アンケート結果の分析について、障害者週間やノーマライゼーションは知らなくても、障がいのある人へのボランティアに関心があるということに関し、理念の周知とボランティア活動の活性化が必要というならばならえ方では、本質が見えなくなってしまうと思います。ボランティアの対象という形でしか障害者をイメージできないほど、分けられてしまっているのです。だから、障害者週間もノーマライゼーションも他人事ではないのです。分け隔てられることなく共に学び・育ち・働き・暮らすことを、本計画の基本として施策にもより明確に反映させることが必要です。ボランティアは、そのきっかけと考えるべきです。	本計画の全ての各施策については、基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を実現するためのものです。ボランティア活動の活性化についてもこの基本理念を実現するための一つの方策であり、アンケート結果から読み取れた課題のうち「第1章 広報・啓発活動の充実」に関連する課題の一つとしての位置づけであると考えます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
34	P35	(2)－1 「障害者週間」の周知 本質的に「ふれあいの日」に人が来れば「障がい者週間」の周知が実現できるのか。「ふれあいの日」以外の施策があるのではないか。慣行にとらわれずに検討すべき。	「ふれあいの日」以外の施策についても検討し、「障がい者週間」の周知に努めます。
35	P35	(2)－1「障害者週間」の周知 「多くの市民の参加を促進・・・」とあるが、H21に5000人だったというはっきりした数字が出ているのだから、数値目標を書くべき。	P36の上段の「障がい者の日記念事業ふれあいの日」のグラフに平成27年度目標値として5,500人を掲載しています。
36	P36	(2)－4 「障がい者の日記念事業ふれあいの日」の充実 「・・・事業内容のさらなる充実と周知を図ります」とあるが、この記載ではあまりにも具体性に欠ける。この部分の記述で、ふれあいの日の来場者が増えると思えるような「計画」にしてください	ポスターの募集や各種イベントへの参加の促進を通して、「ふれあいの日」の来場者の増加に努めます。
37	P37	【施策の方向】の「また、家庭や地域の連携を図り、」のあとに、「全身性障害者・知的障害者各介護人派遣事業を住民が気軽に参加できる支援制度として位置づけ、」を追加する。	No.32でも述べさせていただいたとおり、介護人派遣事業については、「第6章 生活環境の整備充実」の「3. 移動への支援の充実」の「(2)－3全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」の中で記述していますので、ここでの加筆は必要ないと考えます。
38	P37	P37にある地域での交流ですが、非常に現況での把握に弱い感があります。行政サイドから見た地域の姿と、そこを毎日歩く障害者市民と付き合っている地域の姿は全く異なるものです。そうした違う目線からの価値や見え方を吸い上げ、計画に反映させていく部分が見えません。例えばある地域では地域の一斉清掃を近隣の障害者・障害者施設などと連携しておこなっています。それは地域にとっては新しい出会いであり物理的な部分と心のバリアフリーといった部分に自然に繋がっていきます。またある地域では避難訓練などに障害者をお客様としてではなく実行委員会の側までに迎え入れておこなっています。そこでは極限に近い事態を想定する事で障害者が持つハンディの意味や、障害者が生きやすい街というものが自分たちに置き換えても浮かんでいきます。そうした様々なかかわりがおこなわれている事が重要だと考えます。そしてそれをいかにこうした計画に落とし込んでいくのがさらに重要なはずです。現在、行政がおこなってきた様々な福祉的な事業がアウトソーシングされていていっていますが、こういった意見の吸い上げなくして計画が出来上がっていくとすればそれはアウトソーシングそのものが“民間の善意や人を安く使う”ことになってしまっていると考えますがいかがなものでしょうか。	地域で行われるイベントや活動内容について、市で全てを把握することは困難ですが、案内があったものについて状況を把握し、施策等に反映できるよう検討します。
39	P37	(1)－1 地域住民と障がい者との交流の促進 「・・・支援します」「・・・支援し」という部分があまりに抽象的。「・・・を行うなどして支援します」くらいの具体性が必要	「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
40	P37	(1)－2 国際化の推進 国際化の推進が障がい者計画に必要な理由がわからない。本文を読んでも一言も障がい者という言葉も出てこない。この項目自体が不要	「障がい者計画」は、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした、市民のための計画でもあります。越谷市では、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め尊重し合い、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進しており、国際理解講座等の開催を通じて、障がいのある人もない人も全ての市民の方々へ、多文化共生の意識を深めていただけるよう努めているため掲げるものです。 なお、計画本文の「～講座を開催し、」の後に「障がい者へ」を追記いたします。
41	P37	(2)－1 出張講座の開催 出張講座というのは何の講座でしょうか？固有名詞？一般名詞？	市民活動支援課にてまとめている市役所職員による様々な講座の総称です。
42	P38	【施策の方向】の「障がい者の生活支援サービス」のあとに、「や住民参加型障害者支援事業など」を追加する。	ご提案の住民参加型障害者支援事業については、今後、他市等の状況も参考とし、検討していきたいと考えます。
43	P38	(1)－1 地区イベントを通じた交流機会の促進 「交流の機会の提供を図ります」とあるが、何をすることでこれが実現されるのかわからない	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
44	P38	(1)－1 地区イベントを通じた交流機会の促進 「福祉施設従事者、あるいは障がい者関係団体と市民との交流の機会」とありますが、この表現では市民と交流するのは施設職員や障がい者団体の人という意味になってしまいます。「障がい者のある人も無い人も交流できる機会」としたほうが良いと思います。	ご提案の内容については、P37「(1)－1地域住民と障がい者との交流の促進」で示されていると考えますので、変更の必要はないと考えます。
45	P38	(2)－1 社会福祉協議会への支援と連携の強化 「…協議会への支援に努め…連携の強化を…」とあるが、何をすることで「支援」や「連携」をするのかわかりづらい	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
46	P38	(1)市民への啓発事業の推進に、「(1)－3 介護人派遣事業などをさらに充実し、住民参加促進を啓発する。」を追加する。	No.32でも述べさせていただいたとおり、介護人派遣事業については、「第6章 生活環境の整備充実」の「3. 移動への支援の充実」の「(2)－3全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」の中で記述していますので、ここでの加筆は必要ないと考えます。
47	P39	(3)－2 社会福祉法人、民間団体等との連携 「連携を強化します」とあるが、何と何の連携を強化するのか読み取れない	表題にありますように社会福祉法人、民間団体等との連携の強化と考えています。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
48	P40	<p>地域ネットワークの形成については施策としての方向は良いと考えます。しかしその中身が「公共施設利用の利便化」、「民間サービス事業者の育成」、「見守りネットの検討」、「地域包括ケアネットワーク化の促進」、「地域交流活動の推進」ではあまりに乏しいといえます。ここではそれらを重点目標としながら、すでにある地域との繋がり方に重点を置き、もし調査が充分でないならまずはそこから現状をしっかりとつかんでいく必要があると考えます。例えば生活支援センターなどでは制度利用の決定などができない中で生活支援をおこなっていくために様々な社会資源と呼ばれる地域のもを活用しています。そうした具体例をただの報告としてでなく、地域ネットワークの元としてしっかり見ることも重要だと思えます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、現況等の把握に努めます。</p>
49	P40	<p>(1)－2 民間サービス事業者の育成 「・・育成を図ります」とあるが、「どうやって」がさっぱりわからない</p>	<p>No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。</p>
50	P40	<p>(1)－2の「民間サービス事業者の育成」については、支援費以降、福祉の業界に大きく民間企業が参入してきてからサービスは広がりましたがその中味はなかなかまとめていくことが難しくなっているとも思えます。本計画では「自助・共助・公助」、また「ノーマライゼーション・エンパワーメント・リハビリテーション」といった大きな柱を掲げています。これはすなわち障害当事者をただのお客としないということでもあります。</p> <p>こうした考え方の中で「障害者が安心して、適切な」というときになにを基軸として決めていくべきなのかは難しい問題です。サービスの過当競争である状況において、その場を居心地良く過ごすということと、厳しいけれど目標に向かってリハビリテーション的要素も含めて近づいてゆくことは相反する関わりともなります。</p> <p>そう考える時、サービス事業者の育成とは何をなすべきかは、役割分担を含めてもっと大きな土台で考えていくべきだと考えます。またそれを障害当事者が選択するという行為の中にも念入りな話し合いや関わりが必要になると思いますが、そういった役割はどこでだれがおこなっていくのでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、サービス事業者の育成にあたっては、利用者が安心して適切なサービスを選択できるよう、必要な役割等について検討します。</p>
51	P41	<p>「支援を必要とする方の相談や情報を受けた地域包括支援センターは、必要に応じて支援につなげます。」というのは誇大宣伝です。そうした努力をしているセンターもありますが、現状では介護保険を基本とした高齢者施策と障害者施策の間には深い谷間があります。まだまだ双方から連携を探って行く段階だと思います。</p>	<p>地域包括支援センターは介護保険制度により設置されている機関であり、地域において障がい者を含む65歳以上の方及びその家族の方々の相談等に応じ、包括的に支援していくことが主な役割となっています。</p> <p>一方、市では、関係機関・団体・事業者等の協力により、地域包括ケアネットワークを構築しており、地域包括支援センターはその拠点としての役割を担っています。</p> <p>したがって、今回のご意見を踏まえ、今後もネットワークのさらなる充実を図り、地域において支援を必要とする方を適切な支援につなげていきます。</p>

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
52	P41	(2)-2 地域包括ケアネットワーク 2行目に「市内10カ所の地域包括支援センターを拠点に」とありますが、高齢者を主に対象としている地域包括支援センターが障害者の地域生活を見守るネットワークの拠点となれるかどうかがよく分かりません。もう少し詳しく説明するか、そうでなければ「地域包括ケアセンター」については削除したほうがいいと思います。	地域包括支援センターは介護保険制度により設置されている機関であり、地域において障がい者を含む65歳以上の方及びその家族の方々の相談に応じ、包括的に支援していくことが主な役割となっています。一方、市では関係機関・団体・事業者等の協力により、地域包括ケアネットワークを構築しており、地域包括支援センターはその拠点としての役割を担っています。したがって、今後もさらなるネットワークの充実を図りながら、その拠点となる地域包括支援センターの機能の充実に努めます。
53	P41	(2)-3 地域交流活動の推進 タイトルからは「・・・することで地域交流活動を推進する」と書かれるべきところだが、本文はいきなり本題の「交流を行いながら」になってしまっている。そのため、「地域交流活動の推進」のために「地域ぐるみで支え合う体制づくりに努めます」という、ちぐはぐな文章になっている。交流活動推進の施策を記述すべき	地域との交流を行うこととあわせて、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努めることにより、地域交流活動の推進につなげていくものであると考えておりますが、わかりやすい表現とするため、「地域との交流を行いながら、」を削除し、「地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、地域交流活動を推進します。」に変更します。
54	P42	保健・医療の充実に関しては健康増進法など国の指針などもあり、健康保持、早期発見という観点からの取り組みなどの影響が強くなっていると感じます。ここでは保健・医療の充実とともに他の章と密接に絡むことで、ハンディがあったり一定のハードルを越えることができない人でも関われる場や関わりを作っていくことが重要だと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後の事業等を検討する上での参考とさせていただきます。
55	P42	本章では計画の骨子たる「自助・共助・公助」の考え方が今一つ浸透していないように思います。ここでは例えば中途障害の方がリハビリし、また地域へ出て行くといった自分の体験などを、専門家ではなく当事者の身がもつ体験として話すなどの共助的な側面での支援を考えていく必要があると思います。	P51第5章の「(1)-3ピアカウンセリングへの支援」で当事者の方が経験等を踏まえて相談支援を行うピアカウンセリングについての施策についても記述していますが、今後、ご意見の趣旨を踏まえ、さらなる施策の充実に努めます。
56	P42	「発達相談」や「健やかな発達」、「早期発見」、「早期治療、訓練」といった言葉が、十年一日のごとくに漫然と並べられていますが、「障害はない方がいい」、「障害は軽減、克服すべきもの」といった優生思想が、障害のある子どもや大人、そして家族を追いつめてゆく危険性についても、きちんと言及すべきだと思います。障害を受け入れ、障害のない子どもたちと一緒に、あたりまえに育つ権利を、しっかりと保障すべきです。	本計画では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を基本理念としていますので、優生思想等についてのここでの加筆は必要ないと考えます。
57	P50	予防接種の推進を当然のように掲げていますが、推進だけでなく、接種による被害の実態や接種の有効性へのさまざまな疑問などを含めて、市民に情報提供すべきです。	乳幼児等を対象とする予防接種では生後2ヶ月に冊子「予防接種と子どもの健康」を送付し、高齢者を対象とする予防接種(インフルエンザ)では“インフルエンザと予防接種”説明書を接種前に渡し、よくお読みいただき有効性や副反応等を理解していただいた上で受けるようご案内しています。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
58	P50	(1)－4 救急医療情報キット事務の推進 「事務」って誤記ではないでしょうか？	他の施策との整合を図るため、「事務」を「事業」に改めます。
59	P53	専門家と親が早期療育を優先するあまり、幼いころから他の子どもたちと共に育つ 関係を奪われた障害者たちから、早期発見・早期療育は障害者があたりまえに地 域で生きることを否定するものだと批判されています。「心身の発達に不安や障が いのある…」という文言について、「心身の発達に不安や障がいのある子ども一人 ひとり」が、「他の子どもたちと分け隔てられることなく健やかに育つことを支援す るため、地域で共に育つ中でそのつど必要に応じた療育が受けられるよう、医療・保 健・福祉のあり方の見直しと連携に努めます。また、保育所、幼稚園、家庭で必要 な療育支援を受けられることを基本とし、必要な時期には施設通所・通園も可能と なるような療育支援拠点として、障がい児施設を整備します。」と改めてください。	障がいのある子どもない子ども同じ環境の中で育ちあうことは、障がいの軽 減・克服にもつながることと思われれます。幼児期において年齢や能力、障 がいの程度に応じた適切な療育・訓練は必要であり、これらを基本としつ つ施設の整備を行ってまいりたいと考えています。 また、ご意見につきましては、計画の基本方向の基本理念として掲げてお り、各事業もこれを踏まえて実施してまいりますのでご理解ください。
60	P54	ことばの治療相談室の充実 「スタッフ体制を充実」は数値目標化できるはず	言語聴覚士は現在3名ですが増員を図っていきたいと考えています。
61	P55	(2)－2 療育教室等の充実 表の中で、はとぼっぼとたけのこは、27年度目標も回数が増えていないが、現状の 体制で十分という判断か。	現在は、療育教室の専用場所はなく、保健センターなどで実施しておりま す。施設整備後は専用の部屋を設けますので入室が必要なお子さんの動 向も踏まえて開催回数を増加していきます。
62	P55	(2)－3 障がい児通園施設の充実 表に記載のある目標値の設定根拠は何か。計画を進めているみのり・あけぼのの 一体施設の定員ではないか？原点に戻って、本当にサービスが必要な子どもの数 を調べ、示してください	みのり学園では一定の目的を達することが可能となった場合や、保護者 の希望などによって保育所(園)・幼稚園に移行する「通過施設」的な役割 もありますので、恒常的な入園児の把握は難しい面があります。また、障 がいのあるお子さんでも始めから保育所を選択する保護者もおります。早 期療育教室における進路などにも配慮するとともに、近年の入所児の動 向を踏まえ定員としています。
63	P55	(2)－3 障がい児通園施設の充実 障がい児通園施設については、基本理念である「分け隔てられることなくとも に育ち」に沿って、身近な地域の保育所に通いながら必要な療育を受けられるような巡 回型の機能をもつべきです。	保育所の障がい児保育については、心理判定員や言語聴覚士等により 年2回の巡回指導を行っているほか、障がい児通園施設と保育所間で交 流保育も実施しておりますのでご理解ください。
64	P56	(2)－4 障がい児補装具等給付の充実 表中の目標値は、過去3年の伸び率を考えると少ないのではないか	H21年度の実績値からすればご指摘の通りですが、補装具には耐用年数 がありますので、H19・20年度と比較していただければと考えます。
65	P57	(1)－2 家族介護支援事業の充実 「介護知識など必要な情報の提供」を行うのは、「家族介護教室」か「認知症サ ポーター養成」かどちらか。その他の一方については記載がないことにならないか	介護知識など必要な情報の提供を行う対象は、在宅で介護している家族 と、地域の中で活動する認知症サポーターであり、いずれにも情報提供を 行います。また、介護者自身の健康相談は家族介護教室の中で行ってい ます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
66	P57	(1)－2 家族介護支援事業の充実 表で「家族介護教室参加人数」は、実績より少なく目標が設定されているが、これで目標と言えるのか。それともすでに目標を達成してしまっていると解釈すればいいのか	介護者が、介護される方をおかかえて、教室に参加することが難しい状況を鑑み、現状を下回らないようにすることを目標に設定しています。
67	P61	(2)－3 精神科救急医療の情報提供 「…情報提供を充実…」とあるが、誰に提供するのか	精神障がい者やその家族への情報提供の充実を図ります。
68	P63	特別支援教育が始まっていることを認識しているのならば、特学設置校長会で県教委から「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」の完全実施が指導されているにも関わらず、その実施状況はお寒い限りである。また19年4月1日の文部科学省通知に記載のある「特別支援教育を推進する基本的な計画」も作成されていない。もっと特別支援教育の制度が行き渡るよう、同ガイドライン・同通知の項目ごとの実施状況を評価しながら、具体的な計画を盛り込むべき。	特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援学級における個別の指導計画の作成等、整備を進めてきました。今後も通知の趣旨に沿った体制整備を推進していきます。
69	P65 P66	通園・通学のアンケートについて圧倒的多数が無回答ですが、身体障害者などは高齢になってからの障害者が多数ですし、特別支援学校では送迎バスなのでから、それを一律に質問しようとする自体、意味がありません。学校卒業後の進路のアンケートについても、同じような理由で意味のないものになっています。削除すべきです。	ご指摘のとおり無回答の方が多数となっておりますが、ご回答いただきました少数のご意見も大変貴重なものであり、計画を策定する上での基礎資料の一つとして掲載していますので、削除する必要はないと考えます。
70	P68	施策の方向について、「学校教育においては、通常学級で障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶための支援に努めます。また、福祉教育を充実…」というように改めてください。	施策の方向については、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学べる学校環境づくりを目指しておりますのでご理解いただきたいと存じます。
71	P68	(1)ともに学ぶ福祉教育の推進 「ともに学ぶ福祉教育の推進」とありますが、「福祉」という言葉は福祉サービスなど狭い範囲を連想させるので、「福祉」は削除し、「ともに学ぶ教育の推進」としたほうが良いと思います。	ご指摘のとおり、教育全体がともに学ぶことを推進しておりますので、「福祉」を削除します。
72	P68	(1)－1 ともに学ぶ教育の推進 については、「分け隔てられることなく」とともに学び育つ」の間に、「通常学級で」を挿入してください。	通常学級で学ぶことも、特別支援学校や特別支援学級で学ぶことも、保護者の希望をよく聞きながら、選択していただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。
73	P68	どこの地域の小学校にも特別支援学級があるといいと思う。それが埼玉県で推進している『ノーマライゼーション』や越谷市の掲げている『ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』に繋がるのではないかと思います。	越谷市といたしましても学校に特別支援学級があることは、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす社会により近づくと考えております。また、埼玉県が独自で実施している特別支援教育の推進のための施策を受け、越谷市といたしましても、国や県の動向を注視し、市内の小・中学級における特別支援教育の充実とともに特別支援学級の適切な設置を推進していきたいと考えています。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
74	P68	(2)－1 特別支援学級の充実 については、「障がい児一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行う」の後を、「とともに、その子が本来共に学ぶべき通常学級への交流を漸次広げ、本人・保護者が希望する場合には通常学級への転籍を支援するため、特別支援学級の適切な指導と設置を推進し、」と改めてください。	埼玉県独自で実施している支援籍を利用し、特別支援学校との連携のもと地域の通常学級との交流が図られております。また、特別支援学級で学んでいる子どもも保護者と話し合いながら、通常学級で学ぶ機会も設けています。
75	P68	(2)－1 特別支援学級の充実 「障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し」とありますが、どうしても分け隔ててしまうことになる特別支援学級を推進することは(1)－1のとともに学ぶ教育の推進と矛盾する部分があります。設置とともに、特別支援学級から通常の学級に戻りともに学ぶことができるような支援もあわせて行う必要があります。	特別支援学級の設置については、通常学級での教育環境や特別支援学級での教育環境を求めている児童生徒・保護者がいらっしゃいますので、選択の幅を広げられるよう計画的に設置を検討していきます。また、特別支援学級から通常学級へ転籍した児童もおりますので、ご指摘の通り、個別の支援計画を基とした支援をしていく必要があります。
76	P69	(2)－4 通級による指導の充実 については、「障がいのある子どもとない子どもの日常的なふれあいが非常に大切であることから」を削除し、「障がいのある児童生徒の学習を支援するため」の前に「通常学級で共に学んでいる」を挿入してください。	通級による指導の充実に絞った内容となるよう、ご提案のとおり、削除と加筆をします。
77	P69	(3)－1 特別支援学校との連携 については、「障がい児及び難病の児童生徒に対する教育相談を開催するとともに」を削除し、「市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校」の後に、「からその児童生徒が放課後や休日に地域に戻ったとき他の子どもたちと共に育つことや、その児童生徒が本来通うはずだった地域の学校の学習等への参加、そして本人・保護者が希望する場合には通常学級への転籍を、特別支援学校等と連携して支援します。また、特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加を通して、さまざまな支援や連携を図ります。」を挿入して下さい。	地域でともに育ち、ともに学び、同じ地域社会に生きる者同士として顔なじみになることは大切です。22年度も特別支援学校との連携のもと、埼玉県独自で実施している支援籍を活用して、障がいのある子どもと障がいのない子どもが互いに学校行事等で交流しています。転籍については個々の子どもの実態に応じて学校や教育センターにご相談ください。
78	P71	(3)－3 支援籍学習の推進 支援籍の説明は※に記載があるが、特別支援教室に在籍する児童生徒が利用する記述が抜けている。	ご提案の趣旨を踏まえ、「※支援籍学習」の中の「また、小中学校の通常の学級」の後に、「や特別支援学級」を加筆します。
79	P71	(3)－3 支援籍学習の推進 支援籍は※で説明のある通り、児童生徒が適切な教育環境にも参加できるようにする制度なので、決して特別支援学校の児童生徒のためだけの制度ではない。にも関わらず、本項本文は特別支援学校の児童生徒が地域で交流することだけが大きく取り上げられているのは不適切。	ご提案の趣旨を踏まえ、文末に、「また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒でより特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。」の記述を追加します。
80	P71	(3)－3 支援籍学習の推進 については、「児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図」の後に、「るとともに、本人・保護者が地域の学校への転籍を希望する場合には、希望にそえるよう支援するとともに、地域の学校で共に学ぶ環境をできる限り整備する。	地域でともに育ち、ともに学び、同じ地域社会に生きる者同士として顔なじみになることは大切です。22年度も特別支援学校との連携のもと、埼玉県独自で実施している支援籍を活用して、障がいのある子どもと障がいのない子どもが互いに学校行事等で交流しています。転籍については個々の子どもの実態に応じて学校や教育センターにご相談ください。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
81	P71	(1)－1 障がい児保育の拡充 については、「集団保育が可能な障がいのある乳幼児について」という個所を、「さまざまな障害のある乳幼児について、できる限り希望に応じて受け入れを増やすとともに」と改めてください。	障がい傷病名のみで保育の可否は判断しておらず、個々具体的に集団保育が可能かどうかを見ており、また、その受入れにあたっては可能な限り希望の保育所、地域での受入れを考慮していますので、変更の必要はないと考えます。
82	P71	(1)－1 障がい児保育の拡充 「集団保育が可能な障害のある乳幼児」とあるが、適切な支援を増やすことにより「集団保育が可能」な範囲を広げることで、障害児保育の拡充を図るべき	児童一人ひとりについて個々具体的にどのような支援が必要かを考慮した上で集団保育の可否を判断しています。
83	P72	グラフを見ると、みのり学園から公立保育所への訪問回数は少ないので、こちらを十分に拡大し、その機会を通じて、早期にみのり学園から保育所に移れるよう勧めてほしいと思います。	保育所への訪問回数について、今後、個別(親子)での訪問を含めて拡大を図ってまいりたいと考えています。
84	P73	(2)－3 障がい児通園施設の充実 みのり学園・あけぼの学園の一体化だが、すでに今のトレンドは障害児を集めて指導するのではなく、保育所や幼稚園に支援者がアウトリーチすることで、健常児との交流を図りながら地域の中で過ごすことである。時代に逆行するみのり・あけぼのの一体化は中止すべき。	集団生活に必要な基本的動作や適応性などを獲得し集団への参加が、その後の療育訓練をより効果的なものになると考えています。みのり学園とあけぼの学園はそれぞれ独立して児童福祉法に基づく障がい児の専門的な療育機関としての機能と役割をもって運営していきます。
85	P73	(2)－4 関係機関との連携強化 「理解」「発達」と並列されているが、それぞれ「誰が理解するのか」「誰が発達するのか」の記載がないので意味が通じない	「理解」は業務に関わる関係機関、「発達」は障がい児とご理解してください。
86	P74	(1)－1 障がい児学童保育の充実 表中の目標値で施設数が2施設となっているが、越谷のように大きい市で2カ所でニーズは満たせるのか。また、2施設しかなければ学童保育までの交通手段が問題になるが、どのように解決する計画か。	埼玉県の特設支援学校等放課後児童対策事業を実施する事業者に対して市が補助金を交付しております。今後、利用者の動向を見極めつつ新規事業者や受入れ定員の拡大などについて検討します。
87	P74	(1)－1 障がい児学童保育の充実 については、「障がい児保育を実施し」と「指導員の加配」の間に、「実施施設数を十分に増やすとともに」を挿入して下さい。	学童保育における障がい児保育については、対象児童の基準を設け実施しており、施設に対し加配をするのではなく、対象児童の有無により加配しているものでありますのでご理解ください。
88	P75	(1)－1 とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実 については、「地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立」の後に「に取り組むために、ともに育ち、ともに学んだ後、地域でともに働き、ともに暮らす体験を重ねてきた障害者や親たちの意見を十分に聴取し、相談活動の充実を推進します。」と挿入してください。	とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実については、さまざまな課題解消や支援体制の確立のために多くの立場の方々からのご意見を聴取しながら、相談活動を推進する必要があります。あえて記述はしませんが、これからも貴重な意見を参考に活動を進めていきます。
89	P75	(1)－2 「障がいのある児童生徒一人ひとりの発達、就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう」と「研修会を開催し」の間に、「かつてともに育ち、ともに学んだ体験をもつ大人の障害者やその親、あるいは不登校を経験して大人になった当事者や親などを講師として招くことを含んで」を挿入して下さい。	不登校を経験した青年やその保護者の貴重な体験をもとに研修会の開催はすでに実施しております。現在悩める参会者からの評価はとても好評でありました。あえて記述はしませんが、受講者のニーズに合わせて内容や講師を検討し、研修会を開催します。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
90	P75	(1)－3 就学相談の充実 については、「教育センターで実施している発達相談と就学相談を通して、保護者が」と「就学先を選択する」の間に、「地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな悩みや不安を解消し、安心して」を挿入して下さい。	お子さんの発達や就学についてのご相談があった場合、保護者の気持ちに寄り添いながら、個々のお子さんの発達課題を理解した上で、最終的には保護者に決定していただいております。地域の通常の学級で学ぶことも特別支援学級や特別支援学校でお子さんの課題に合った支援を選ぶこともできます。
91	P75	(1)－3 就学相談の充実 この部分と(1)－1のともに育ち、ともに学ぶための相談の充実が分けられている必要がないと思います。就学先決定について触れたいのであれば、(1)－1の中に入れてほしいが、ともに育ち学ぶための就学相談であることがわかりやすいと思います。	(1)－3については、就学に関する相談の体制の充実や方法についての特化した項目としての記述になっています。
92	P76	この就労に関しての章の中では、雇用の創出、雇用に至るまでについての取組みは書かれていますが、就労継続についてはほとんどかかれていません。就労支援をしていく上で言えるのは「就職するのは簡単」であり「続けていくのは難しい」ということです。とりえず仕事に就くことはさほど難しいことではありません。しかし多くの就労する障害者が長期の就労を獲得できていない現状において、“就労継続”の為の支援は非常に大切な部分です。具体的な“就労継続”に対してのアイデアや試み、また試みそのものを考えていく仕組みなどが入っていないことは現実として“就労継続”をベースにした様々な取組みをおこなっており、連絡会議などで常に発信していますが、それらが一切計画案を考えていく人達に伝わっていないことは非常に残念です。	就労継続支援事業については、P84「(2)－1就労移行支援事業、就労継続支援事業の充実」等で記述しています。また、P79「(2)企業に対する啓発」等を推進することにより、就労の継続につながるのではないかと考えます。今後もご意見の趣旨を踏まえ、就労継続にかかる施策について検討課題とします。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
93	P76	<p>「就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり」の後に、「同時に、職場・地域のノーマライゼーションにとってもきわめて大きな位置を占めています。」を挿入して下さい。その後の、「障がい者の適性や能力に応じた」は、今回の自立支援法の一部改正でも削除されており、当然削除されるべきと考えます。その代りに、「これまで福祉の対象とされてきた就労上の大きな困難を抱えた人々を含めて、多様な形で地域での就労を進めて行くことが求められています。」を挿入して下さい。</p>	<p>自立支援法の一部改正において、「その有する能力及び適正に応じ」の文言が削除されています。これは、能力及び適正に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれがあるためです。就労については、能力及び適正に応じた支援が必要であると考えますので、変更の必要はないと考えます。</p>
94	P76	<p>「今後も、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう」を削除し、「これらの福祉施設に在籍中の障がい者が地域の職場に多様な形で参加してゆけるよう」を挿入して下さい。「その能力及び適性に応じた」は削除し、「従来の労働と福祉の谷間をこえた」を挿入して下さい。</p>	<p>「今後も、」以下の文章については、施設の通所者だけでなく、在宅の方も含めた表現となっておりますので、変更の必要はないと考えます。また、No.93でも述べさせていただいたとおり、自立支援法の一部改正において、「その有する能力及び適正に応じ」の文言が削除されています。これは、能力及び適正に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれがあるためです。就労については、能力及び適正に応じた支援が必要であると考えますので、変更の必要はないと考えます。</p>
95	P77	<p>このアンケート結果も、前に述べたように、身体障がい者の多くが定年退職後の高齢者であるという実態を明らかにしないままなので、意味のないものになっています。削除して下さい。</p>	<p>P8にも記述しているように身体障がい者の62.8%が65歳以上となっておりますが、アンケート調査については、無作為抽出により対象者を抽出しており、他の年齢層の方からのご回答もいただいております。これらは当然全てが貴重なご意見となっております、計画策定にあたっての基礎資料の一つとして掲載していますので、削除する必要はないと考えます。</p>
96	P78	<p>ヒアリング結果から読み取れた課題として「職場参加の実現」という言葉が出てきていますがこの言葉、考え方について触れられている所がありません。この職場参加という考え方は越谷の障害者福祉、就労支援において非常に重要かつオリジナルな部分であり、この記載では不十分であると思います。</p>	<p>職場参加については、P80「(1)職場参加・就労支援の充実」の中の各施策で記述していますので、加筆の必要はないと考えます。</p>
97	P78	<p>“一般の方との協働による販売の実践”という言葉は非常に具体性を持っていません。しかしこれにたいしての当該課はどこか、どのように具体的に進めるかという点が現れていません。当該課や具体的な絡み方を書くことはありませんが、どこで・だれが・といったあたりまでを視野に入れないと計画を考えても実際には実現しないと考えます。決定まで行かずとも決定するにあたっての責任の所在などを含めた、もうすこし踏み込んだ記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容については、P82「1-(4)授産品の販路拡大」の中で記述していますので、加筆の必要はないと考えます。</p>
98	P78	<p>上記の課題は“施設外活動や施設外就労の積極的支援”という部分とも重なる所です。現在就労支援においてもそのような取り組みをおこなっていますが、あえて“積極的”と書くほどに当該課などは今越谷の施設などを含めて行われている状況を把握しているのでしょうか。</p>	<p>P78【「ヒアリング結果」から読み取れた課題】にある「施設外活動や施設外就労の積極的支援」については、関係団体とのヒアリングを実施する中でいただいたご意見となります。今後もご意見の趣旨を踏まえ、現況等の把握に努めます。</p>

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
99	P78	<p>“地域適応支援事業の発展”も同様。越谷市障害者就労支援センターとは全く話がされないままの数字が出てきているが、P82の表などからだけでは数字の伸びが事業の発展ととらえるだけしかできない。成り立ちを含めて“地域適応支援事業”の考え方とはまるでずれてしまっていると考えます。</p>	<p>P82のグラフ「障害者地域適応支援事業」については、各年度の実績をわかりやすく示したものです。</p>
100	P78	<p>“施策の体系”という部分でまず官公庁における雇用の促進とあり、その中味を関係機関などでの雇用の機会を増やす事をメインで書かれていますが、本来の庁舎での雇い入れなどがないまま、どう外に協力を仰いでいくのか？雇う上でのノウハウ的なものを積み重ねない当該課がどのように外に話をしていくのかは甚だ疑問が残ります。</p>	<p>本市では、現在のところ、障がい者の法定雇用人数を達成していますが、引き続き、さらなる障がい者雇用の促進に努めます。</p>
101	P79	<p>(1)－2 市関連業務における就業機会の拡大 越谷市は「身体障害者」と限定して募集をしているのみかけるが、「知的」「精神」が募集されていることは見たことがない。「知的」「精神」を雇用率の数値目標を定めて、雇用に努めるとすべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市も含め、官公庁等においては全般的に知的障がいのある方や精神障がいのある方の採用は、身体障がいのある方に比べ遅れているのが実情ですが、一方で、企業等に就職はしたものの短期間で離職してしまうといった事例も多くあるようです。このような場合のご本人の精神的な負荷などを考えますと、採用にあたっては、あらゆる事象を想定し慎重に検討していく必要がございます。 現在、本市では民間企業等のご協力をいただきながら、地域適応支援事業の一環として、障がい者の職場実習を実施しており、複数の市庁内の部署、また、市施設においてもさまざまな障がいのある方に実習をいただいています。 こうした職場実習の結果なども踏まえ、いただいたご意見につきましては検討課題としたいと考えています。</p>
102	P79	<p>(1)－2 市関連業務における就業機会の拡大 については、「市関連業務における多様な障害者雇用」という表現が、指定管理者、委託業者に雇用させるというイメージが強いように感じられます。地域適応支援事業を長年やってきた中で、雇用に限定されない多様な就労のイメージが考えられるはずだと思います。八王子市役所で行っている庁舎内でのワークシェアリングや、さまざまな自治体で行っている施設外就労という形での役務提供などもあります。ここではまず「各種の公共施設の維持管理業務など」を削除し、「障害者地域適応支援事業」の実績を踏まえを挿入し、「市関連業務における多様な障がい者雇用」については「市関連業務における多様な障がい者就労」と修正して下さい。</p>	<p>市の関連業務における雇用のあり方についてを述べている文章となりますので、「雇用」を「就労」に変更する必要はないと考えます。</p>
103	P79	<p>(1)－2 市関連業務における就業機会の拡大 まず、「市関連業務」ではなく、「市および市関連業務」として、市が中心となって障がい者の就業機会を拡大していく姿勢を示すべきです。 また、この計画は以前の計画とほとんど変わっていませんが、「多様な障がい者雇用のあり方を検討し、」ではなくそろそろ「多様な障がい者雇用を実施し」にしてほしいと思います。</p>	<p>市関連業務については、市が行っている業務となりますので、ご提案の趣旨の内容は含んでいるものと考えます。 また、多様な障がい者雇用については、様々な障がい者雇用のあり方についてを引き続き検討し、できるだけ多くの就業機会をつくっていけるよう努めます。</p>

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
104	P80	(2)－3 雇用の場における障がい者の人権の擁護 「…権利擁護に努めます」とあるが、あまりにも抽象的。「どうやって」を追記すべき	権利擁護については、計画全体にかかるものでありますので、具体的な施策等については、記述していません。
105	P80	(3)－1 創業支援制度の活用 一番最初に「自主的な就業機会作りのために」を追記してはどうか	(3)－1創業支援制度の活用については、(3)自主的な就業機会づくりの促進を進めるためのものであることから、改めての追記は不要と考えています。
106	P80	(3)－1 創業支援制度の活用 については、箕面市が現在国に対して同市が実施している「障害者雇用事業所」の助成制度を元にして「社会的雇用」のモデル事業を提案していることを踏まえ、障害者自らが経営にも参加し障害者を従業員の半数以上雇用する事業所に助成する新たな制度を作ってください。	大阪府箕面市を初め、他市の障がい者の就労、雇用に係る施策につきましても積極的に調査研究をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
107	P80	2 多様な働き方の支援 の【施策の方向】については、「能力や適性に応じて」を、「障害の種別や程度にかかわらず、福祉施設等の利用者も含めて」に置き換えてください。	No.93でも述べさせていただいたとおり、自立支援法の一部改正において、能力及び適正に応じたサービス、「その有する能力及び適正に応じ」の文言が削除されています。これは、能力及び適正に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれがあるためです。就労については、能力及び適正に応じた支援が必要であると考えますので、変更の必要はないと考えます。
108	P80	(1)－1 障害者就労支援センターの充実 については、「障がい者の適性にあった」を、「多様な雇用・就労形態を視野に入れた」に置き換えてください。	No.93でも述べさせていただいたとおり、自立支援法の一部改正において、能力及び適正に応じたサービス、「その有する能力及び適正に応じ」の文言が削除されています。これは、能力及び適正に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれがあるためです。就労については、能力及び適正に応じた支援が必要であると考えますので、変更の必要はないと考えます。
109	P81	障害者就労支援センターのグラフについては、支援登録人数はハローワークの求職登録者数と同様、一定長期にわたり登録が維持されるので、累計で出すこと、また延就職件数という表現でなく、ハローワークと同じ年間就職件数とすることが必要です。なお、ハローワークとのちがいで就労支援センターは定着支援、就労継続のための生活支援、離職支援などを行っているので、年度末の総就労者数を出した方が、実態が分かりやすいでしょう。ちなみに、2015年度目標値の根拠は何か、明らかにしておく必要があります。	P81のグラフ「障害者就労支援センター」の「支援登録人数」については、障害者就労支援センターの年度ごとの実績をわかりやすく示したものとなっておりますので、変更の必要はないと考えます。「延就職件数」については、わかりやすい表現とするため、ご提案の「年間就職件数」に変更します。なお、2015年度目標値については、過去の増加率や増加数等を考慮して積算しています。
110	P81	P81の上図に就労支援センターでの相談などの目標とする件数がでているが、この数字の根拠が資料中に全くありません。また越谷市障害者就労支援センターでは現在の人員運営費の中ではこれ以上の数的な対応は非常に厳しい状況があることを当該課には発信してきています。また、今までおこなわれてきた越谷での“一般就労”だけでなく、障害者と地域の職場にとって“共に働く”ということを考える視点でもあります。これは数値には表れにくい部分でもありますが、こういった視点での市内の深まりについての評価軸は必要です。そうでなくては今、一定の成果を出している越谷での取り組みでさえ、理解することが難しいと考えます。	平成27年度目標値については、過去の増加率や増加数等を考慮して積算しています。ご提案の趣旨については、今後の課題として捉え、今後も就労支援センターとの連携を図りながら、さらなる施策の充実に努めます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
111	P82	(1)－2 障害者地域適応支援事業の充実 「障がい者地域適応支援事業(職場参加・職場実習)」の記載は(1)－1とダブっている。整理が必要	「(1)－1障害者就労支援センターの充実」における障害者地域適応支援事業の記述については、就労支援センターの実施する事業の一つの例として紹介しています。
112	P82	(1)－2 障害者地域適応支援事業 については、「受け入れ側の意識啓発を図る」を「参加する職場で働く人々やその場を利用する一般市民などが障害者と共に働くことのイメージを広げられること」と修正して下さい。また、「障害者地域適応支援事業(職場参加・職場実習)」と「実施します。」の間に、「のこれまでの内容を発展させ、市役所等の公共機関や地域で具体的に多様な就労の試行を新たに組み込んだ形で」を挿入して下さい。	「受け入れ側の意識啓発を図る」の中には、「参加する職場で働く人々やその場を利用する一般市民などが障がい者と共に働くことのイメージを広げられること」も含んだものと考えます。また、ご提案の障害者地域適応支援事業の内容を発展させ、市役所等の公共機関や地域で具体的に多様な就労の試行を新たに組み込むことについては、今後、他市等の状況も参考とし、検討していきたいと考えます。
113	P82	(1)－2 障害者地域適応支援事業の充実 障がい者の社会適応力を高めると同時に受け入れ職場の意識啓発も図れる事業の意味は大きいと思いますが、その蓄積を踏まえ実習からさらに一歩進めて短時間アルバイトなどの可能性を探るべきです。	引き続き障がい者の就労に対する社会適応能力の向上や受け入れ側の意識啓発を図り、さらなる事業の充実に努めます。
114	P82	(1)－3 障がい者就労訓練施設しらこぼとの充実 施設の就労支援技術と工賃向上だけでなく、障害を持った人の多様な働き方など関係機関や市民の意見を取り入れ検討して欲しいので、「市内の障がい者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、障がい者の多様な働き方を広げるとともに、地域住民等との交流を図ります。中核的施設としてのあり方についても、広く市民、市内障がい者施設、障害者就労支援センター等と検討していきます。」としてください。	「(1)－3 障がい者就労訓練施設しらこぼとの充実」については、「2 多様な働き方の支援」の中の一つの施策となります。また、「市内の障がい者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、在宅者や障がい者施設通所者等に就労訓練の場を広げるとともに、」の文言から、障がい者就労訓練施設しらこぼとが担うべき役割の中でのご提案の趣旨の内容は含まれているものと考えますので、変更の必要はないと考えます。
115	P82	2(1)－3のしらこぼと職業センターについては23年度より新体系での運営が始まろうとしています。しらこぼと職業センターがおこなってきた長い歴史の中で、就労に対する取組みがあまり進まなかったことや、通ってくる通所者に対しての生活上の支援なども進んでこなかったことは大きな課題であると思います。今まで巨額の運営費をかけて市立の施設としてやってきたはずのしらこぼと職業センターの積み重ねや総括はここだけでなくまったく出てきていません。また今後の新体系での運営、進め方についても市は社協にアウトソーシングしただけで物理的な設計だけしかタッチしていないことは大きな問題だと考えます。実際しらこぼとに通ってくる通所者の日常生活でさえほとんどタッチできてこなかった現状を踏まえ、まる投げでなく旧運営側が情報や今までの積み立てを持ち寄ったうえで今後の方針や手段を検討する必要があると考えます。	障害者就労訓練施設しらこぼとについては、指定管理により管理運営を行うこととなりますが、今後の管理運営の方向性等については、当然指定管理者との十分な協議を重ねた上での施設運営となります。今後も利用者が安心して利用できるような適正な施設運営が行えるよう努めます。
116	P82	(1)－4 授産品の販路拡大 「福祉施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置する」とありますが、紹介するだけでなく、他市や県庁内での先行事例を研究するなどして販売コーナーを検討していけるようにすべきなので、「紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、市役所内での販売について先行事例を研究するなどして検討します」とすべきです。	ご提案の市役所内での授産品の販売については、今後、他市等の状況も参考とし、検討していきたいと考えます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
117	P82	(1)－4 授産品の販路拡大 障害を持った人の中には授産品を作るのも難しい人もたくさんいます。が、売ることならでる人もたくさんいます。そんな人たちの社会参加の場として公共スペースでの販売活動はとても大切です。まず、役所で展示だけでなく販売スペースを設けてもらい、実践し、ほかの公共機関でも販売ができるように進めていってほしいと思うので「福祉施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、授産品の市役所内での使用を推進することに加え、公共施設での販売の可能性を検討するなど、販路拡大を支援します。」としてください。	No.116でも述べさせていただいたとおり、ご提案の市役所内での授産品の販売については、今後、他市等の状況も参考とし、検討していきたいと考えます。
118	P84	(2)－1 就労移行支援事業、就労継続支援事業の充実 「・・・事業展開を図れるよう支援します」とあるが、「どうやって」を追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
119	P84	(2)－2 地域活動支援センター等の充実 「・・・支援します」とあるが、「どうやって」を追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
120	P90	(1)－3 ピアカウンセリングへの支援 「地域活動支援センターにおけるピアカウンセリングを促進」とありますが、地域活動支援センターがピアカウンセリングを行うところと位置づけられているかどうかわかりにくい。後述の「(2)－7 地域活動支援センターの設置促進」にその記述がありません。	P93「(2)－7地域活動支援センターの設置促進」については、センターの設置促進についての施策を記述していますので、細かな事業内容については記述していません。
121	P91	(2)－1 相談支援事業の充実 「・・・機能充実を図ります」とあるが、「どういうふうに」を追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
122	P91	(2)－2 地域自立支援協議会の充実 今回の素案の中には「エンパワメント」という言葉が出てきています。協議会、部会などに当事者が参画できるよう明記してください。	ご提案の当事者の参画については、現在のところ、専門部会の設置についてが自立支援協議会における検討課題となっております。今後、専門部会が設置された際には、専門部会の中で当事者の方のご意見を伺う場をつくることについてもあわせて検討していきたいと考えております。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
123	P91	(2)－2 地域自立支援協議会の充実 「障がい者等の地域生活を支援するため」とありますが、どういう地域生活なのか、基本理念に沿って「障がいのある人もない人も分け隔てられることなくとも暮らすことを支援するため」としたほうがいいのではないかと思います。	基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなくとも暮らすことを支援するため」という文言は、本計画全体にかかるものとしておられるため、ここでの加筆は必要ないと考えます。
124	P92	日常生活用品の更新期限が、主に8年と設定されているようであるが、今の時代では長すぎると思う。 日常生活用品等の更新期限を、5年に短縮する。	日常生活用品の再給付については、用具の破損や老朽化により日常生活に支障をきたしている場合、耐用年数前であっても再給付の対象としています。また、修理可能な場合は修理での対応を行っています。以上のことから、現時点では耐用年数の見直しは考えておりません。
125	P93	(2)－5 移動支援事業の充実 「社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援する」とありますが、社会生活上必要不可欠な外出と社会参加のための外出をわざわざ分ける必要はないと思われるので、「社会参加を支援する」としたほうがわかりやすいです。	社会生活上必要不可欠な外出だけでなく、余暇活動等による外出についても支援するため、「社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援する」としていますので、変更の必要はないと考えます。
126	P93	(2)－7 地域活動支援センターの設置促進 表中Ⅲ型C型は、27年度目標が実績に積み増しされていない。すでに目標は達成しているという意味か	平成22年度にⅢ型C型1箇所がⅠ型に移行したため、設置数は3箇所となり、今後、1箇所の増加を見込んでいます。
127	P93	(2)－7 地域活動支援センターの設置促進 地域活動支援センターということで突然表にⅠ型、Ⅲ型A型、Ⅲ型B型、Ⅲ型C型という言葉が説明もなしに出てきています。施設関係者でもわかりづらいので、説明などの注釈をつけてください。	よりわかりやすい内容とするため、注釈を設けⅠ型、Ⅲ型の説明を記述します。
128	P94	(1)－2 配食サービスの充実 「他の障害福祉サービスとの利用調整を行い、適切なサービス提供を推進します」とあるが、何のサービスが推進されるのか。役人用語だらけでちっとも意味がわからない。	居宅介護などの障害福祉サービスとの調整を行い、利用者の生活状況に適したサービス提供を考えています。
129	P94	(1)－3 入浴サービスの充実 表中平成20年度だけ単位が異なっている。誤記か？	平成20年度の単位を「回」に修正します。
130	P95	(2)－1 ショートステイサービスの充実 ショートステイが簡単に使えない。4、5ヶ月待ちは当たり前。ショートステイはあっても、てんかん発作があると受け入れされない。薬を服用していると受け入れられないと断られた。親の入院中の子どもの受け入れ先が無かった。などの話を聞いています。量的な面を充実させていくとともに、医療的ケアが必要な場合でも利用できるような質の面での充実も考えてください。	ご提案の内容について、今後もより利用しやすいものとなるようサービスの充実に努めます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
131	P95	(2)－1 ショートステイサービスの充実 現実的に数ヶ月先まで予約が埋まっていることや、医療的ケアが必要な障がい者は利用を断られるなどの状況があります。「充実に努めます」とありますが、「充実」の中身として量的および質的に充実と明記して実現に努力すべきです。	ご提案の趣旨については、含まれるものと考えますので、変更の必要はないと考えます。
132	P98	(1)－1 介護給付の充実 本文には「給付」という言葉が一度も出てこない。タイトルとの関連がわかりにくい	生活介護や療養介護等のサービスは「介護給付」に区分されているため表題は「介護給付の充実」としています。
133	P98	(1)－2 訓練等給付の充実 本文には「給付」という言葉が一度も出てこない。タイトルとの関連がわかりにくい	自立訓練や就労移行支援等のサービスは「訓練等給付」に区分されているため表題は「訓練等給付の充実」としています。
134	P99	(2)－1 障害者福祉センターの機能充実 「どうやって」の記載がない。追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
135	P100	(2)－2 精神障がい者デイケア・ナイトケアの充実 「どうやって」の記載がない。追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
136	P100	(2)－3 心身障害者地域デイケア施設への支援 「どうやって」の記載がない。追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
137	P102	(1)－2 施設入所支援の充実 「どうやって」の記載がない。追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
138	P102	(1)－1 障がい児施設の整備 ((2)－3 障がい児通園支援の充実と関連) 障がいのある子どもが障害のない子どもと保育所、幼稚園、学校、地域で共に育ち合うことを支援する体制を作ってください。	ご意見の趣旨を踏まえ、末尾に「また、保育所等や地域と交流を図り、障がいのある子どもが障がいのない子どもと、地域で共に育ち合う環境を整備します。」という文章を追加します。
139	P102	(1)－1 障がい児施設の充実 前述された第2章2－(2)－3、第3章2－(2)－3(ともに「障がい児通園施設の充実」との違い、関連がわかりにくいです。	第2章ではソフト的な面で、第3章ではハード面での施設の整備を掲げておりますのでご理解ください。
140	P102	(1)－2 新体系サービスへの移行 「どうやって」の記載がない。追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものであると考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
141	P103	「また、障がい者の多くは外出する際に介助が必要です。従来から実施されているガイドヘルパー派遣事業や介護人派遣事業に対する利用意向も依然高いことから、障害者自立支援法の移動支援事業とあわせて、制度の有効活用を図っていく必要があります。」のあとに、「とくに住民参加型事業として全身性障害者・知的障害者向けの両介護人派遣事業を地域福祉推進の中核として拡充していく必要があります。」を追加する。	No.32でも述べさせていただいたとおり、介護人派遣事業については、「第6章 生活環境の整備充実」の「3. 移動への支援の充実」の「(2)－3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実」の中で詳しく記述していますので、ここでの加筆は必要ないと考えます。ご提案の介護人派遣事業を住民参加型事業とすることについては、今後、他市等の状況も参考とし、検討していきたいと考えます。
142	P108	1. 福祉のまちづくりの推進 全体的にハード面に偏った計画、まちづくりはハード面とともにソフト面の整備も必要です。第1章と関連付け、分け隔てられることなく地域に住み続けることや社会参加を通じた市民との交流、協働によるソフト面からのまちづくりについても触れられるべきです。	ご提案の「分け隔てられることなく地域に住み続けられることに触れるべき」については、P24「第Ⅰ編 第3章 2 視点と目標」に「障がい者がその権利を侵されることなく、安心して地域で生活ができるよう、権利擁護等を推進するため、以下の3つの視点と3つの目標を踏まえ、基本方針を設定します。」と記述し、計画全体に係るものにとらえているため、ご指摘の箇所では述べていません。また、「市民との交流」についても「第Ⅱ編 第1章 啓発・広報の推進」の中で述べていますので、変更する必要はないと考えます。
143	P109	(3)－1 公共的建築物等のバリアフリー化の推進 スロープなどの身体障害者のためのバリアフリー以外に、知的障害者のための「絵カード」などをどの施設にも備えるなども検討してほしい	身体に障がいのある方だけでなく、誰もが利用しやすい施設としていくため、ご提案を参考に、適切な施策について、検討していきます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
144	P109	(3)－2 小中学校施設のバリアフリー化の整備 誤 様式トイレ 正 洋式トイレ	ご指摘のとおり「洋式トイレ」に修正します。
145	P110	点字ブロックは、かなり整備されてきたが、未整備箇所がまだ多く見受けられる。また、各種の点字ブロックがあり、視覚障がい者にとってわかりにくい。今後設置する点字ブロックは、JIS規格品を指定する。今後も引き続き、点字ブロックの整備を推進する。	点字ブロックについては、引続き、駅や公共施設を結ぶ路線を中心として整備を推進します。また、設置にあたっては、白杖や靴底で感知しやすい形状のJIS規格製品を使用します。
146	P112	タクシー券は、生活習慣により、あまり使わない人と多く使う人がいるようで、足りない人が多数見受けられる。使用実績により、支給枚数を増減する。	現在、本市では、在宅の重度心身障がい者の方々の外出支援として、福祉タクシー利用券交付事業を平成6年より実施しています。また、平成12年より交付枚数を24枚から36枚に増やし、平成16年には、自家用車利用の現状や家族などの介護者の随行を考慮し、自動車燃料費助成券を導入し、タクシー券との選択性としてきた経過があります。今後も、限りある財源の中で適正な交付枚数の把握に努めます。
147		視覚障がい者には歩行訓練が欠かせないが指導者不足もあり、指導体制が整っていない。社会福祉協議会が歩行訓練士を手配し、講習会を定期的実施する。	現在、埼玉県総合リハビリテーションセンターに歩行訓練士が3人おります。視覚障がい者の方々からのニーズを確認のうえ、視覚障がい者の歩行訓練の講習会も検討していきたいと考えております。
148	P114	(1)－7 福祉有償運送の促進 27年度目標が実績とほぼ同じだが、これでは「福祉有償運送を促進するため」とは言えないのではないか	運営協議会は、登録申請にあたり事前に協議を行ったり、年2回の実績報告を受けており、通常年3回の会議を開催しています。今後とも、定期的な開催をしていく予定です。
149	P114	(2)移動介護の充実 この項目、その前の(1)移動支援の充実と分ける必要がわかりません。介護は支援ではないのかと思います。	「(2)移動介護の充実」については、ガイドヘルパーや介護人の派遣を伴う施策として整理しています。
150	P114	(2)－1移動支援事業の充実 「社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出」と細かく書かず、「社会参加のための外出」としたほうがいいです。	社会生活上必要最低限の外出だけでなく、余暇活動等も踏まえるため、「社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援する」としています。
151	P114	(2)－2 視覚障がい者の移動介護の充実 視覚障害がある人にとっては移動介護はとても大切です。ガイドヘルパー制度では送迎だけで、行った先では介助が無いという中抜きになっており、非常に社会参加しづらい状況にあります。社会参加のために使える制度にしてください。	ご提案の内容について、今後もより利用しやすいものとなるよう制度の充実に努めます。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
152	P114	(2)－2 視覚障がい者の移動介護の充実 「どうやって」の記載がない。追記すべき	No.39でも述べさせていただいたとおり、「第Ⅱ編 施策」につきましては、基本理念を実現するための施策を記述しています。本計画については、5年間の計画期間となっており、5年間で計画を推進していく中で、細かな事業については、状況に応じて検討しながら適切なものを選択し、進めていくものと考えています。現在予定しております事業についても5年間の計画期間の中で変化していくことも考えられますので、計画本文の中で全ての細かな事業名については、記述していません。
153	P114	視覚障がい者のガイドヘルパー専門者を、各事業所に配置出来るようにする。(当然、一般のヘルパーとは、格差を設け、単価を安くする。) 国の制度との関係で難しければ、社会福祉協議会で配置し、時間制限等を拡大する。場合によっては、自己負担も設ける。	現在、国では重度の視覚障がい者の移動を支援するためサービス(同行援護・個別給付可)の創設が予定されており、移動支援の充実が図られるものと考えています。また、あわせてガイドヘルパーの養成も行っていく必要があると考えていますが、新たな利用者負担については現時点では考えておりません。
154	P115	(2)－3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実の「ホームヘルプサービスや移動支援事業との調整を図りながら、」のあとに、「さらに住民参加型地域福祉推進のためにも」を追加する。	ご提案の住民参加型地域福祉については、今後、他市等の状況も参考とし、検討していきたいと考えます。
155	P115	(2)－3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実 上にもあげたように視覚障害がある人にとって移動は重大です。全身性介護人派遣事業は資格が要らず、自分の事をよく知っている地域の人に介助を頼めるというのは全身性障害者、知的障害者に限らず視覚障害者にとってもとても有効な制度だと考えます。対象者の拡大について検討して下さい。	ご提案の内容について、今後もより利用しやすいものとなるよう制度の充実に努めます。
156	P115	(2)－3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実 視覚障がいのある人は移動支援事業やガイドヘルプサービスを使うことになっているが、あくまでも移動ということで、病院などの外出先の入り口までしか使えないなどと言う話をよく聞きます。現在の全身性障がい者や重度知的障がい者のための介護人派遣事業の対象者の拡大についても検討していくべきです。	No.155でも述べさせていただいたとおり、ご提案の内容について、今後もより利用しやすいものとなるよう制度の充実に努めます。
157	P116	こばと館にパソコンが5台あるが、すべて寄付によるものである。 こばと館に、「無線LAN」を設置する。また、越谷市の費用で、2015年にパソコンを更新する。現在のビスタパソコンは、マイクロソフトのサポートが2015年で終了するので、使えなくなるため。	こばと館のパソコンについては、社会福祉協議会の備品であり、必要に応じてこばと館利用者への貸出も行っていると伺っています。今後は、パソコンのサポート状況等を踏まえ、社会福祉協議会とパソコン貸出の方向性等について検討していきたいと考えています。
158	P117	(2)－2 広域行政事業(公共施設・予約案内システム)の充実 どうしてこれが「障がい者計画」なのか？せめて障がい者の利用数をカウントすべきではないか	障がい者や高齢者を含むだれもがサービスを利用できるよう、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。そのため、広域行政の連携により公共施設の空き状況の照会や予約申し込み等をいつでも、だれもが利用しやすいシステムの充実を図っていきたいと考えています。

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
159	P117	5. 住環境の整備 (1)住宅改善への支援、(2)障がい者に配慮した住宅の確保の2項目しかありませんが、生活ホーム等も地域での重要な住宅資源と考えられるので、この項に再掲すべきです。	P117「5. 住環境の整備」については、【施策の方向】に示してあるように、在宅での生活や公営住宅の建て替え等に関する施策を記述していますので、生活ホーム等については、記述していません。
160	P119	(1)－1 防犯・防火・防災意識の啓発 「出張講座」というのは、一般名詞ですか？固有名詞ですか？	市民活動支援課にてまとめている市役所職員による様々な講座の総称です。
161	P121	(1)－2 成年後見センターの設置 成年後見制度については制度としての運用期間も短く利用も少ない状況で、改善すべき点もいくつか指摘されています。成年後見センター設置にあたり、利用の状況や課題を把握し、制度の改善に向け国などの対し働きかけていってほしいです。	ご提案の内容について、今後も課題等の把握に努め、よりよい制度となるよう努めます。

第三編 計画の推進に向けて

意見 No	主な該 当箇所	意 見 要 旨	市 の 考 え 方
162	P135	(4)－1 障害者施策推進協議会の設置 「本協議会は…施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するとともに、さまざまな立場、見地から意見を聴取する場」については良いと思います。	引き続き、適正な事業運営に努めます。